

平成24年度第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

日 時：平成24年10月15日（月）13時00分～15時

場 所：社会福祉センター地下会議室

◇出席者 8名

会長	藤原 敬悟	医師
委員	兼坂 誠	社会福祉協議会
委員	瀬尾 潔	ボランティア団体
委員	鳥塚 キミ子	高齢者クラブ
委員	内川 浩明	施設介護サービス事業者
委員	中川 絹子	公募市民
委員	芦崎 徹	公募市民
委員	能代 裕	公募市民

◆事務局出席者

福祉部	部 長	川根 紀夫
高齢者福祉課	課 長	櫻井 正行
生きがい支援班	副主幹(班長)	清宮 勝弘
	主 査 補	阿部 徳彦
	主 事	宇津木 麻里
包括支援班	主 査	土屋 宏子
介護認定班	副主幹(班長)	島村 美恵子
介護給付保険料班	主査(班長)	福山 利加子

◇欠席者 6名

秤屋委員、劔地委員、大野委員、濱田委員、時得委員、松山委員

◆傍聴者：3名

<p>1. 開会 ○高齢者福祉課長</p>	<p>それでは、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきたいと思えます。 本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日司会をさせていただきます高齢者福祉課長櫻井でございます、どうぞ、よろしく願いいたします。 では、会議の開催にあたり、福祉部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>2. あいさつ ○福祉部長</p>	<p>本日は大変お忙しい中を、平成24年度 第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきありがとうございます。陽気もいっきに秋となり、過ごしやすくなってまいりました。内閣府では、高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）第6条の規定に基づき、高齢社会対策の大綱を定めておりますが、平成24年9月7日付けで、改正されました。高齢社会対策大綱では各分野にわたる高齢社会対策についての基本的、総合的な指針となっております。今回の大綱の特徴でございますが、人生90年時代を前提として、私が読む限り、大きくは3つの柱で成り立っています。一点目は高齢者の捉え方の意識改革です。これまでの65歳になったら高齢者で福祉の対象になるという考え方を意識改革する必要があるということです。2点目は高齢者の意欲と能力をさらに拡張することです。さらに住民により支え合う地域社会を構築することの3点を基本的な考え方としているのではないかと思います。</p>

○高齢者福祉
課長

佐倉市においては平成26年には国、県の高齢化率を上回ることが想定されております。超高齢社会のありかたについて既に検討を進めているところでございますが、本日の推進懇話会の役割の中には、高齢者福祉介護計画に関する事業の進行管理に意見を述べていただくことがございます。

この後、担当から、現在市が実施している事業の中で、高齢者人口の増加により様々な課題が想定される事務事業につきまして説明をさせていただくことになろうかと思っております。本日はぜひ、これからの時代にふさわしい高齢者福祉のありかたを皆様と共に考える機会にしたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

それでは、会議に入る前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

・ 会議次第（内容）

- （１）地域密着型サービス事業の2次募集について
- （２）高齢者福祉計画に基づく、高齢者事業の現状と将来見込について
- （３）その他

- ・ 資料1 佐倉市の将来推測人口
- ・ 資料2 敬老祝金贈呈事業
- ・ 資料3 敬老会事業
- ・ 資料4 はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業
- ・ 資料5 平成22年度 市町村における高齢者福祉施策
実施状況

以上でございます。

それでは、ただいまより、平成24年度第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。

それでは、ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

3. 議事

●会長

それでは、規定によりまして、私の方で進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。

※本日の会議には傍聴人がみえております。

本来、会議は公開することが原則となっておりますが、会議を公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、当懇話会の決定により、会議の全部または一部を公開しないことが可能となっております。

本日の会議について、傍聴を認め、会議を公開することによってよろしいでしょうか。

～委員了承～

それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしくお願いいたします。）

それでは、次第に従いまして進めてまいります。

(1) 地域密着型サービス事業の2次募集について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議長、よろしいでしょうか。生きがい支援班 清宮です。

よろしくお願いいたします。それでは失礼して座らせていただき、ご説明させていただきます。

はじめに、これまでの経過についてですが、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、9月1日～9月18日の期間で第2次の応募をおこない、1事業者の応募がありました。

10月1日に市の委員で構成する選定委員会を開催し、選定を行いました。

小規模多機能型居宅介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を併設したものでございます。こちらはデイサービスとショートステイを組み合わせたものに加え、29人以下の小規模特養を併設した施設になります。応募していただいた事業者はまだ法人認定がされていないのですが、整備をしていく間に法人認定がされていく形になるかと思っております。地区は志津南部圏域になります。

なお、当懇話会における、地域密着型運営委員会の所掌事務としましては、「地域密着型サービス事業所等の指定」に関して、介護保険計画に定める、必要利用定員数に達しているか、指定によって超えると認められるとき、計画の達成に支障を生ずるおそれがあるときには、指定をしないこととするときに、意見を反映させることになっております。

このことから、選定した施設以外については、事業所等の指定を行わないことよろしいでしょうか。資料の説明は以上でございます。

●会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

ご質問がない様ですので、次に、(2)高齢者福祉計画に基づく、高齢者事業の現状と将来見込について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議長、よろしいでしょうか。お手元のほうに資料1から資料5をお配りしていますが、これをもとに話させていただきます。この資料に載っております事業以外にも、佐倉市の計画の中に他の事業がありますが、我々事務局として、この計画を進めていく上で、高齢者人口が増えていく状況と矛盾が生じる事業を示させていただきます。

それでは、はじめに高齢者事業の現状と将来推測人口について説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

総人口から60歳以上や80歳以上といった「以上」のデータと59歳から100歳といった年齢ごとの2種類のデータを記載しております。

平成24年度までは3月末データで、平成25年度以降は、第5期計画作成時の人口予測データでございます。なお、99歳、100歳、100歳以上は、これまでのデータから推測しております。

資料2は、敬老祝金贈呈事業についてでございます。

平成23年度まではこれまでの実績で、平成24年度以降は、資料1の人口推測データを基に、贈呈対象者を記載しております。このデータを基に、既存の条例のまま推移した贈呈金額で1～5

のパターンを例示したものです。平成34年度になりますと、666,020,000円になりまして平成23年度の倍になっております。

また、これまでの見直しにつきましては、平成10年度以前については80歳以上の方に一律8,000円を支給しておりましたが、平成10年度より、現行の80歳・88歳・99歳・100歳以上の区分として贈呈しております。平成12年度の贈呈金額から現在の金額をみると、やはり約2倍に増えてきています。

表の右側に平成24年度以降から5つの金額のパターンを設けまして、贈呈金額のシミュレーションを示しておきました。

次に、資料3 敬老会事業でございます。平成23年度までは、これまでの実績で、平成24年度以降は、現状の企画をそのまま続行した場合の記念品代の金額でございます。

また、これまでの見直しは、平成15年度に対象者を70歳から75歳に引き上げました。その結果として言われることですが、参加率が下がっています。70歳から75歳ですと、まだ元気な方も多いですが、後期高齢者の年齢である75歳以上になりますと介護認定数も増え、約3分の1が介護認定されております。

平成17年度からは、90歳以上全ての方に贈呈していた記念品を90歳に限定し、記念品一人あたり5千円の単価であったものを3千円に引き下げました。さらに同年に結婚50周年記念事業を廃止し、事業自体の縮小をはかりました。その後、また対象人数が増えてきましたが、敬老会自体は、地域の方々のコミュニケーションをはかる上で必要な事業でもございますので、やめるというよりもむしろ地域の輪を広げていくための事業として拡大が図られているところでございます。

また90歳の記念品の関係になりますが、佐倉市には5つの理念が挙げられた市民憲章がございまして、「老人を敬う」項目に対する取組みで、90歳を迎えた皆様に長寿功労賞をおくる事業を行っております。90歳というキーワードだけで考えると、外部から見ると重複した事業が行われているというご意見もいただいております。

次に資料4は、はり・きゅうマッサージ等施設利用助成事業でございます。

平成23年度まではこれまでの実績で、平成24年度以降は、これからの予測でございます。平成23年度利用の実績は、利用額2千万円を超えました。今後10年、このまま推移していきますと約3千万に達することが予想されます。

また、これまでの見直しは、平成7年度から1枚700円を1,000円に引き上げ、平成8年度からは対象年齢を65歳から60歳に引き下げ、平成17年度から助成額を1,000円から6

00円に引き下げ等を行っております。細かい利用の仕方については平成18年度から月2枚利用を廃止し、年度内有効で使用できることになりました。

次に、資料5では、平成22年度県内の他市町村の高齢者施策の実施状況の資料でございます。

なお、見直しの考え方についてでございますが、見直しにあたっては、

- ① 現状維持を図る。
- ② 対象者の見直しを行い対象経費の削減のみを行う。
- ③ 対象者の見直しを行い対象経費の削減を行い、削減額の一部で、新たな事業を立ち上げ展開を図る。

という考え方があると思います。また他にも色々なパターンの見直しの考え方があるかと思っておりますので、ぜひ皆さんの様々なご意見を伺いたいと思っております。

市の方では、敬老金の対象者を絞ることで予算から削減される1千万円から2千万円を「緊急医療情報キット配布事業」に投入することを考えております。こちらは75歳以上の方がいらっしゃる世帯に対して、今までの病歴や緊急連絡先などの情報を、例えば筒の中に入れて冷蔵庫に入れておくことで、誰もいない家で倒れられて救急車が来たときに、その方の情報を知ってもらうことになるかと思っております。

また例えば、現在我々は民生委員の方から寝たきりの方や一人暮らしの方の情報を得ておりますが、それらと連携することによって市としても要援護者の情報を整理していくことも含め、複合的な形で「緊急医療情報キット配布事業」を展開していくことを考えているところでございます。

よって、この3つの事業を縮小して、違う事業展開に図っていききたいという現在の事務局の考えを示させていただきます。こちらの資料の説明は以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

●会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。

●A委員

資料2の敬老祝金贈呈事業について1～5までの具体的な例が出ていますが、「100歳」という区分には101歳以上も含まれますか。

○事務局	101歳以上は除きました。
●A 委員	例えば101歳の場合は、案として入らないということですよ ね。
○事務局	はい。
●B 委員	<p>敬老祝金事業では、これまで財源とニーズの兼ね合いを図りながら見直しを行ってきて、それなりに効果が出ていると思います。そこで資料5の敬老祝金のページですが、各市町村の内容が住民ニーズをどのように反映しているのかわかりませんが、100歳以上の祝い金が10万円以上というのは佐倉市と八街市の2市だけです。10万円という額は、もらう側からすればありがたいことですが、将来を考えますと他サービスと見直しとの兼ね合いを考慮しながら見直しが必要ではないかと思えます。</p>
●C 委員	<p>収入と支出が合わなくなってきた、今までできていたことができなくなってきたということだと思います。資料5の各市町村の高齢者福祉施策実施状況で、佐倉市では10項目実施しているのに対して、隣の八千代市は7項目で、その分お金がかかっているということです。実施項目を減らすべきだと思います。</p> <p>収入と支出をみて、市の職員の方が抜粋していくしかないのではないのでしょうか。</p>
○事務局	<p>自由に忌憚のない意見をお願いいたします。3事業は過去にもいくつか見直しをしてきております。平成17年度から大きな改革を行ってきた中で、平成24年度を一つの大きな分岐点として、今後10年間をどうしていくかを長い目で見るべきと考えましたので、今回の議題にさせていただきました。周辺の市町村に合わせるのではなく、佐倉市は独自に歳入と歳出のバランスを取らなければなりませんので、見直しにあたってのいいアイデアをいただければと思っています。</p> <p>例えば敬老会は佐倉市にある14の地区社会福祉協議会に委託して行っております。75歳以上に対しては一人につき600円の記念品を、90歳の方には3,000円分のお祝いの品を差し上げる形で敬老会を実施しておりますが、地域内で使用できる通貨のような形で差し上げることによって、地域内でのお金の循環が生まれるのではという案も一つの考え方としてあります。</p>

<p>●D 委員</p>	<p>敬老会には今年初めて出席いたしました。以前に手伝いで参加していた時は、演芸会は自分たちの特技を見てもらう場でしたが、今回の演芸会では、浅草でやっている方が出演をされていました。外部の方を呼ぶと費用が非常にかかると思います。地元には色々な事ができる方がいらっしゃるので、参加者自身が参加する演芸会にした方が費用の削減ができると思います。</p> <p>また、自分自身が参加してわかったのですが、75歳以上になりますと足腰が弱い方が結構いらっしゃると思いますので、会場によっては来年行かれないと考える高齢者の方もいると思います。高齢者の方が気軽に来て楽しんで帰れるようなものにしていただきたいと思います。</p>
<p>●E 委員</p>	<p>私は地区社会福祉協議会の福祉委員として敬老会を手伝っている側の立場になります。参加率は30パーセントくらいになっていますが、非常に楽しみにして来られるのは間違いないかと思えます。欠席者には、後で記念品をお届けするのですが、直接伺いますので、見守りにつながり意味があると思えます。</p> <p>私はユーカリが丘地区社会福祉協議会ですが、先だってスマイルサービスの事業で浴槽の掃除に伺った時に、卒寿で賞状を受け取られたご本人から、無くなってしまうお金よりも、賞状の方がうれしかったという感想をいただきました。この年まで生きてきて良かったと思えるような形があるのもいいのかもしれません。</p>
<p>●G 委員</p>	<p>先ほどの敬老会の説明のところで、市民憲章推進協議会でも90歳の方に贈呈事業を行っており、重複している部分があるということですが、将来一体化というのは考えられるのでしょうか。</p>
<p>○事務局</p>	<p>20年前の市民憲章では、寿功労賞といって、5年で銅賞、10年で銀賞、15年で金賞を贈呈する賞がございました。考えてみれば65歳から加入して15年継続すると80歳になります。80歳で表彰される賞が、現在の形となって自治人権推進課で実施されているという認識がございます。市民憲章を推進するために市民憲章推進協議会がございます。したがって、この協議会がどれを目標に向かっていくのかという調整が必要となります。</p>
<p>●F 委員</p>	<p>敬老祝金の金額の見直しなどを色々考えていただいているのだらうと思いますが、先ほどの説明の、削減した予算をまた別途の事業に活用できないだらうかという発想は、非常にありがたい話です。</p>
<p>●B 委員</p>	<p>これに関連することですが、敬老会の記念品は、当初は敬老会</p>

に出席してもらうための手段だったと思いますが、時代はかなり変わって、物があふれ過ぎた時代になっているので、そういう面も見直していく必要があるのではと思います。

●E 委員

「緊急医療情報キット」事業の説明の中に、何点か気になることがあります。まず、この事業をどこが行うのかです。私が住むユウカリが丘では自治会協議会で既に全戸に配布した経緯があります。もう既に行われている地域もあるので一斉事業を行うと重複してしまいます。

2点目として要援護者のリストを作るという風に聞こえたのですが、防災防犯課は、各自治会単位に自主防災会を設置し、その会に要援護者制度を作らせようとしています。つまり、これまで市としては要援護者リストを作らずに地域でやっていこうという形で進めてきたのではないのでしょうか。

私の地元の自治会でも自主防災会があり、要援護者制度を設置しているのですが、これに加えて市や社会福祉協議会が要援護者のリストを作成すると重複してしまいます。

現在、地域でどういう事が行われているかをよく見ていく必要があるかと思います。

●A 委員

時代の要請と共に必要な事業も変わってくると思います。10年前とこれからの10年間とでは、必要な政策が変わってくるのでお金の配分も考えなければならないことが大前提になるかと思っています。

3つの事業の予算を縮小して違う事業に投入するということがあるならば、99歳を入れるか否かは別にして予算を減らすことは妥当なのだと思います。

次に敬老会の事業につきましては、市民憲章推進協議会との兼ね合いもありますが、各自治体の社会福祉の政策を見ていると、敬老会はどこの自治体でもほとんどやっていることかと思っています。趣旨から考えると継続していったほうがいいとは思いますが、記念品が2重になっていることを検討していただいて、予算も増えないようにしていくべきでしょう。

はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成事業については、色々見直しも行って来たようですが、対象年齢の是非も考えていくべきですし、助成額も減らしていくべきだと思いますね。

そして、必要な事業にその予算を使っていくべきではないかと思っています。

●C 委員

結局、この表を見ますと、10年後の平成34年度になると今のベビーブーム世代が76歳以降になって、だんだん高齢者が少

なくなります。デイサービス、ショートステイなど今現在、どこに一番お金がかかるというのは行政の方が一番よくわかっていると思います。

100歳以上の方に10万円が贈呈されていることを私は知りませんでした。年齢的に関係のない市民は知らない方も多いかと思えます。ですから、この表だと少し細かすぎるので、市の職員の方がもう少し大きく区分けして、削るものは削るべきではないでしょうか。

施設を増やせば、介護保険が必要になるので予算が流れていきますよね。介護保険料は26年度を境に上がりましたが、今後さらに上がらないとは限らないわけですよ。その比率は年金者にとっては大きな負担になります。祝金を削減するなど、細かい項目だけを見るのではなく、全体にかかるお金を見ないと収入と支出のバランスが崩れてくるのではないかと私は思います。

○福祉部長

今のご指摘は本当にその通りで、一番負担が大きいのは介護保険になります。平成23年度決算でいうと、80億近い金額になります。高齢者福祉課の介護保険と福祉関係を足しても87億円強なので、大半は介護保険になります。

しかし、介護保険は法律でがんじがらめになっていることに加え、要介護者というより、弱い立場にある人たちを救済しなくてはならないわけです。そこに元気な人たちに介護保険料を払ってもらおうという構造が入り込んでいるものですから、より弱い立場にいる人に何とか支援をしなければという仕組みを持ちながら、経済的に大変な人にも負担をかけることになります。

したがって、構造については市では手を出しようがない仕組みになっています。

どうすれば一番効率的で良い制度になるかということについて、我々も研究しなくてはなりません。見直しをするにあたって、手がつけられる要素が極めて限定的です。福祉の分野は市の裁量の範囲なので、そこをなんとか見直せないかということで、今回事務局の方で取捨選択して、ご意見を伺いたいというのが一つの経過であります。

先ほど平成23年度決算で大体87億だと申しましたが、平成32年には117億くらいで、高齢者一人あたり大体21万円位になります。

そうしますと、平成32年度に予想される高齢者人口からして、今のサービス量を一人一人に還元すると、8年後にあと30億円の財源が新たに必要となります。

8年後には充足人口と言いまして、子供と高齢者を足した人口と15歳から64歳の生産年齢人口の関係が1.3対1になります。15歳からは実際には働いていないので、限りなく1対1の

関係になります。この関係が示すことは、経費は増えるが、税収はかなり少なくなるということです。その事態が佐倉市の場合には8年後には見えている状況です。

今大体8割の人は病院で亡くなりますが、これだけ高齢者が増えていくと、病院で亡くなるシステムを維持できるのかについては大きな課題になるのは間違いないです。よって、在宅で看取りの仕組みをどう作るのかということも含めて必要になります。限られた財源の中で手を打つために、今回出した項目が、市として今求められているところであるかと思います。

●B 委員

今のお話を聞きまして、介護保険が制約ある中で行われていることはわかりました。それだけに、弱い立場の人を救う事業に力を入れていくべきです。それが何か具体的にはわかりませんが、敬老祝金についても、この観点から位置づけるべきでは。やはり命や安全などの本当に緊急に必要なところに予算を振り分けていくべきだと思います。

もう一点ですが、国が社会保障と税の一体改革を行うことによって財源がまわってくることはありますか。

○福祉部長

高齢者福祉課の業務でいくと、大きな影響はないかと思われまます。例えば介護保険の1号被保険者の負担分を国費で充ててもさほど影響はないかと思われまます。

現在、国は20パーセントを負担しているのに加え、財政調整交付金で5パーセントを出しております。佐倉市には高齢者の層で国の基準よりお金持ちが多く、75歳より若い人が多いということで財政調整交付金が出ていません。この、国が持つべき5パーセントを佐倉市では、誰が負担しているかということ65歳以上の高齢者の方です。知事会や市町村長会ではこの5パーセントを国がちゃんと出すようにという要望をしています。

高齢者福祉の分野で介護保険が圧倒的比率を占めているのに、1号被保険者の負担分をどうするのかという議論はあまり見られません。

また、税の一体改革の中で大きな比重を占めているのは年金制度です。この年金制度を一人あたり1万円引き上げようということになれば莫大な経費になります。そういう意味ではこの福祉制度の中に影響が出てくることは期待できません。

この他に市に財源を与える地方交付税がいくらか増えていくかと思いますが、介護保険の仕組みが変わらない限り投入できません。介護保険制度の見直しがない限り、改善の余地はないと思います。

<p>●B 委員</p>	<p>計画の見直しというのは当然あるのですが、当時の時代背景はわかりませんが、計画作成に甘さがあったのではないのでしょうか。平成34年に向けて、かなりシビアに計画を立てていく必要があると思います。</p>
<p>○事務局</p>	<p>介護保険料についてですが、現行制度の中で40歳から64歳と65歳以上、そして国、県、市の負担率が決まっております、介護認定者数などを予測してできたのが今回の5期計画になります。</p> <p>介護保険と福祉を合わせた計画になりまして、介護保険にかかる予算は固まってしまっています。今回出した3つの事業が一番わかりやすい事業となりますが、これ以外にも紙オムツ助成券の事業がありまして、要介護3～5の認定を受けた方々が申請すると一か月に1,500円の助成券を2枚使用できます。</p> <p>この事業も介護認定者が増加していきますので、費用も当然増えていきますが、介護する家族に対しての支援を市独自で出しているものは少ないので、この事業を減らそうとは思っておりません。介護保険のサービスはございますが、市独自で単独でサービスを行っているのは紙オムツの事業が一番典型的なものになります。</p>
<p>●A 委員</p>	<p>何年か前に担当者にお話ししたことがあるのですが、一番問題になるのが、お金持ちでも貰えるという点かと思います。所得が1,000万円ある人でも、生活保護ぎりぎりの人でも、貰えるというところがまず一つです。</p> <p>また、細かい事務の委託事業につきましては、その委託の方式の見直しをしていただきたいです。他の事業との兼ね合いもありますが、例えば配食サービスであれば、もっと安くできるはずだと思います。もちろん見守りなどの役割もあることはわかりますが、細かい見直しも同時にやっていただければ、費用をもっと削減できて、より効果的な部分に使えるのは明らかなと思います。</p> <p>事務を処理する立場からすると、今ある事業は今決まったものではなく、30年も50年もの間に変更や見直しを経て今の形になっていて、簡単に直せない部分があるのはわかりませんが、やはり継続して見直しをしていただきたいと思います。</p>
<p>●B 委員</p>	<p>紙おむつ券は、私も親を介護している時に何度も利用させていただきお世話になりました。介護保険につながるサービスで善政だと思います。対象者の要介護度の見直しも必要だとは思っています。</p>
<p>○事務局</p>	<p>私の父もこのサービスを利用しています。しっかりしていた際は全く使わなかったが、今年の5月ごろに状態が悪くなりまして、</p>

	<p>配布された券以上に必要になりました。私の母がとても助かっているという話を聞きますし、使う時になると、とても助かる制度だなと思います。</p>
●B 委員	<p>資料5に載っていない施策というのは佐倉市ではやっていないという理解でよろしいですか。</p>
○事務局	<p>資料5の中に総括表がありますが、ここに○がついていないところは佐倉市ではやっておりません。また42番の寝具乾燥サービスはついています、利用が少ないということで平成22年度をもって事業自体は廃止しています。</p>
●B 委員	<p>佐倉市に○がついていないところで他市町村が行っている施策がいいなと感じたところが2、3箇所あります。 例えば35ページの生活援助員等の施策はやっていないのでしょうか。</p>
○福祉部長	<p>介護保険でホームヘルパーを使えない方に、介護保険に近いサービスを行っていないかということですか？</p>
○事務局	<p>ユーカリが丘では、スマイルサービスで、地区社会福祉協議会が中心となって一回あたり30分以内400円という形で家事代行サービスを行っています。佐倉市シルバー人材センターでも同様のサービスを行っています、どのように調整したらいいのかということについて、皆さんに相談したいと考えていました。色々な市民の方が利用できる形で動ければいいと思っています。</p>
●E 委員	<p>簡単な家事代行であれば、有償ボランティアでもよいけれど、機械を使うなどの大掛かりな作業になった場合に、シルバー人材センターの事業を奪ってしまうことになってしまいますね。</p>
○事務局	<p>身近に助け合いをしていきましょうというところと、一部就業を得ましょうという事業が重複しています。</p>
●E 委員	<p>介護している方をサポートするサービスは、お金で解決しようとする非常に費用がかかってしまいますが、これから大事なサービスかと思います。</p>
○福祉部長	<p>現在、地区社会福祉協議会は市内に14団体ありますが、志津地区には4団体あり、2つはスマイルサービスを既に実施し、残り2つのうち一つは立ち上げ準備段階に入っている、志津地</p>

区は地域に助け合い事業がある程度できあがります。
ただ、それぞれ地区社会福祉協議会にも温度差があって、例えばユーカリが丘であれば、手上げ方式で名簿もいくつかできているでしょうし、緊急医療情報キットも自発的にやっています。
しかし、全ての地域できているわけではありません。市内全域でできるようになるためにはどうするかという課題があります。ユーカリが丘地区社会福祉協議会で運営しているスマイルサービスも、事務所を無償で借りているので何とかなっていますが、コーディネーターも無報酬に近いですよ。一か月に1,000円とか2,000円の金額で仕事をしています。こういった形で持続が可能なのかという不安を抱えながらやっています。
したがって、こういった仕組みなら高齢者が困らずに自分の暮らしを成り立たせるのが大きなテーマになります。高齢者が増えれば増えるほど介護難民と呼ばれる方は増えるでしょうし、見守り活動が必要だということになるでしょう。こういうサービスをどう実現するかということは財源の問題とは別に大きな課題になるかと思います。

●E 委員

行政が考えると何とか制度という言い方になるわけですが、ユーカリが丘の新興住宅地域だと制度作って活動を行います。しかし同じユーカリが丘でも先崎や青菅などのような昔からの集落に住まれている人達には、そのような制度は馴染まない感じがあります。
例えば自主防災会にしても100パーセント佐倉市で作ればいいのか、要援護者のリストも100パーセント作ればいいのかどうなのかも難しいテーマですよ。

●B 委員

リフト付きのワゴン車の貸し出しのサービスで運転手付きのサービスが他の市町村にあったと思いますが、佐倉市の実態はどうですか。

●G 委員

佐倉市社会福祉協議会の方で福祉車両でリフト付きワゴン車の貸し出し事業の委託を受けてやっておりますが、運転手は付いておりませんので、ご自身で探していただく車だけの貸し出しになります。それと併せて移動サービスという事業がございます。こちらは運転手の方が介護できる車でお迎えに行き目的地までお連れします。

●B 委員

入浴サービスですが、佐倉市ではミレニアムセンター佐倉で行っていることは知っています。資料によると公衆浴場を使う市町村が2か所ありますが、佐倉市ではどうですか。

○事務局	<p>公共施設での入浴サービスはミレニアムセンター佐倉、老人福祉センター、中志津の西部地域福祉センターの3施設で実施しております。それ以外には、例えば健康ランドと呼ばれるような娯楽施設はございますが、銭湯はないと思います。</p>
●C 委員	<p>色々な意見が出ましたが、結局減らさないとういにもならないですよ。敬老会や敬老祝金も続けられればいいけれど、財政の問題で成り立たなくなる状態だということですよ。</p> <p>全体として減らしていくのか、それとも項目が減っていくのか、どのような形になっていくのか教えてください。</p>
○事務局	<p>例えば敬老祝金ですが、米寿は別にして80歳は減らしてもいいのではと考えています。100歳は人生を1世紀生きた方になりますので敬意を払う意味で敬老祝金は残すべきかと思います。</p> <p>緊急医療情報キットにつきましては、例えば毎年75歳を一つの区切りにすれば600万～700万円位の費用になりますので、減額した分を投入すれば、平成34年になっても2千万円位で収まることになります。</p> <p>また敬老会事業というのは、色々な意味で地域の交流も兼ねておりますので、このまま存続していけたらと考えています。</p> <p>最後になりますが、はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成事業は対象年齢を75歳以上にする考えもありますが、一番利用率が高いのが60歳から65歳の年齢層になりますので、年齢を現行のままに所得制限について検討する必要もあると考えます。</p> <p>支出は減らないが増やさないという方法で行きたいと考えています。</p> <p>また、ただお金を配っているだけでは地域経済は回らないので、地域に落ちるお金に変えていくことによって、たとえ支出が増えていっても容認していただけたらと思っています。</p>
●B 委員	<p>山中教授のiPS細胞開発など医学の進歩によって人間の生命がどこまで伸びるか、率直に言って、考えさせられます。寿命が延びるのは大変うれしいことですが、反面、より長寿社会を迎えることになると、端的に財政負担が膨らむことになり、福祉・介護に対する考え方も変えていかなくてはと思いますが、どうでしょうか。</p>
○事務局	<p>介護を受けない時間を長くしていくことが大事かと思っています。</p>

○高齢者福祉課長	<p>基本的には、健康で長生きできるという認識を市民の皆様にかに持っていただくかということが、これからの大事な施策になるのではと思っています。</p>
○事務局	<p>その意味で、高齢者クラブなどに加入していただき、社会奉仕やスポーツの活動を通して生きがいを見つけていただくことが大事かと思います。</p> <p>今年度100歳の方のお宅を訪問する機会があったのですが、書道を趣味にしていらっしゃるって、手先が器用で集中力があって元気なんですね。大きな運動はしないけれど、精神統一が必要な趣味をもっていらっしゃる方は、同じように年齢を重ねてもしっかりしていらっしゃるんですね。</p>
●F 委員	<p>私は水曜日に公園を歩く習慣がございます。ユーカリが丘の南公園ですが、そこに行きますとグラウンドゴルフを楽しそうに大勢の方がやっています。今度お仲間に入れてもらいたいと思っています。ご自分で旗や道具などの準備されているのですか。</p>
●D 委員	<p>ご自分でもステックとか持っていらっしゃる方が多いようです。旗は所属のクラブが用意しています。</p>
●F 委員	<p>そういう支援があるんですね。</p>
●D 委員	<p>はい。高齢者クラブの方で各地域に分かれてやっております。一年に2回くらい大会を開催しております。</p>
●F 委員	<p>とってもいいですね。うらやましいなと思いつつ見ていますけど。</p>
○福祉部長	<p>皆様の意見を伺いまして、いくつか視点を整理できました。一つは生命と安全に関わることは最優先に取り組むべきではないかということ、そして高齢者自身が生きていて良かったと感じられるような手の打ち方が必要だろうということです。さらに高齢者の所得に応じた対応も必要ではないかという以上の3つが視点としては出たかなと思いました。</p> <p>また、具体的な事業運営としては、地域の人に参加してもらうことが必要ではないでしょうか。そこから利用しやすく参加しやすい制度ができていくと思います。</p> <p>総括的なところになります。市全体でしっかり考えていくといったことが必要であると思いました。</p>

	<p>どの様に見直すのかということについては、どの様に高齢者が増えて、生産年齢人口が減るのか、あるいは、更に景気が悪化するのか等予測ができないこともありますので、逐次見直しする部分が出てくると思います。</p> <p>今回のご意見を参考に、見直しの具体的な中身については事務局にお任せいただくということによろしいでしょうか。</p>
●藤原会長	<p>どうもありがとうございました。他にはご意見等よろしいでしょうか。</p>
○事務局	<p>ないようですので次の議事 その他に入らせていただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。</p> <p>議長、よろしいでしょうか。</p> <p>次回の高齢者福祉検討会については、1月頃に、地域包括に関する運営委員会を予定しております。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
●藤原会長	<p>本日の議事はすべて終了しましたので、平成24年度第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了させていただきたいと思います。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。</p>